

# 〇一関工業高等専門学校総合情報センター規則

(平成31年3月7日制定)

## (趣旨)

第1条 この規則は、一関工業高等専門学校学則第12条の規定に基づき、一関工業高等専門学校（以下「本校」という。）に一関工業高等専門学校総合情報センター（以下「センター」という。）を置き、センターの組織及び管理・運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (目的)

第2条 センターは、本校の情報システムを管理・運用し、学生及び教職員の利用に供するとともに、情報教育の充実及び情報化の推進を目的とする。

## (業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 情報システムの基本計画及び設計に関すること。
- 二 情報システムの維持管理及び運用に関すること。
- 三 情報システムのセキュリティ管理に関すること。
- 四 情報システムの利用に関する教育、講習会及び技術支援に関すること。
- 五 情報基礎教育に関すること。
- 六 情報資源の有効活用のための技術支援に関すること。
- 七 事務情報化の推進に関すること。
- 八 関係する委員会等との連携及び連絡調整に関すること。
- 九 全国共同利用大型電子計算機センターとの連絡調整に関すること。
- 十 その他センターの目的を達成するために必要な業務。

## (組織)

第4条 センターは、次に掲げる者（以下「センター員」という。）をもって組織する。

- 一 総合情報センター長（以下「センター長」という。）
  - 二 副総合情報センター長 1名（以下「副センター長」という。）
  - 三 教員若干名
  - 四 技術職員若干名
  - 五 総務課職員 1名
  - 六 その他校長が必要と認めた者
- 2 前項第三号から第五号はセンター長の推薦に基づき、校長が任命する。
- 3 第1項第三号から第六号の任期は、1年とし再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

## (部門)

第5条 センターに、第2条の目的を達成するため、次の部門を置く。

- 一 情報システム管理部門
- 二 情報教育部門

### 三 情報化推進部門

- 2 各部門は、次に掲げるセンターの業務を分担し、相互に連携協力してセンターの業務を円滑に遂行しなければならない。
  - 一 情報システム管理部門 第3条第一号から第三号までの業務
  - 二 情報教育部門 第3条第四号及び第五号の業務
  - 三 情報化推進部門 第3条第六号及び第七号の業務
- 3 各部門に、部門長を置き、部門長は、センター員のうちからセンター長が指名する者をもって充てる。
- 4 部門長の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (委員会の設置)

第6条 センターにその組織及び運営に関する事項を審議するため、一関工業高等専門学校総合情報センター委員会（以下「委員会」という。）を置く。

#### (委員会の審議事項)

- 第7条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
- 一 第3条各号に定める業務に関すること。
  - 二 その他管理運営に関すること。

#### (委員会の組織)

- 第8条 委員会は次の各号に掲げる者をもって組織する。
- 一 センター員
  - 二 各系及び各領域から校長が指名した者 若干名
  - 三 事務情報化推進委員会から校長が指名した者 1名
  - 四 その他校長が必要と認めた者
- 2 前項第二号から第四号に掲げる者の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (委員長)

- 第9条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。
- 2 委員長は必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。
  - 3 委員長に事故があるときは、副センター長がその職務を代行する。

#### (委員以外の者の出席)

第10条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

#### (報告)

第11条 委員長は、委員会で審議した事項を総括して校長に報告するものとする。

(事務)

第12条 委員会に関する事務は、センターにおいて処理する。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、センターに関して必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 一関工業高等専門学校電子計算機室専門部会規則は廃止する。